

# 琵琶湖流域下水道事業溶融スラグ取扱い規程

## （目的）

第1条 この規程は、滋賀県（以下「県」という。）が実施する琵琶湖流域下水道事業の東北部浄化センター（以下「浄化センター」という。）で発生した下水汚泥溶融スラグ（以下「溶融スラグ」という。）の取扱いを定め、溶融スラグの有効利用の促進を図ることを目的とする。

## （運営の委託）

第2条 県は、溶融スラグの取扱いの全部または一部を、維持管理を行う者に委託させることができる。

## （取扱手続）

第3条 取扱い手続等の詳細は、下水道課長が別に定める「琵琶湖流域下水道事業溶融スラグ取扱い事務要領」（以下「取扱事務要領」という。）による。

## （取扱場所）

第4条 溶融スラグの取扱いの場所は、浄化センターとする。

## （取扱時の事故等）

第5条 溶融スラグの販売等を受ける者（以下「購入者」という。）は、溶融スラグの積み込み等の際および運搬時など、安全に充分留意しなければならない。

2 購入者は、浄化センターの建物、機器等を破損しないように留意しなければならない。万一破損した場合は、県の指示に従い速やかに復旧または賠償しなければならない。

## （販売等の制限および停止）

第6条 県は、災害、施設の破損、その他やむを得ない事情がある場合は、溶融スラグの販売等を制限し、または停止することがある。

2 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間、当該購入者に対し、溶融スラグの販売を停止することがある。

- （1）購入者が目的以外に溶融スラグを使用したとき。
- （2）購入者が正当な理由なく溶融スラグを処分したとき。
- （3）購入者が料金を指定期間内に納付しないとき。
- （4）購入者がこの規程および下水道課長が別に定める「取扱事務要領」に違反したとき。

## （免責）

第7条 県が溶融スラグの販売等の制限または停止をしたことにより、購入者または第三者に対して損害が生ずることがあっても、県はその責を負わない。

(料金)

第8条 料金は、以下のとおりとする。

区 分	価 格
一般の購入者	210円／t
琵琶湖流域下水道事業に参加している自治体または、試験・研究材料として使用する者	無 料

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月5日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月15日から施行する。

# 琵琶湖流域下水道事業溶融スラグ取扱い事務要領

## 1. 目的

この要領は、滋賀県（以下「県」という。）が実施する琵琶湖流域下水道事業の東北部浄化センター（以下「浄化センター」という。）で発生した下水汚泥溶融スラグ（以下「溶融スラグ」という。）の取扱い事務手続き等を定める。

## 2. 取扱い担当

販売等の事務処理（申込みの受付、承諾および有料の場合の購入者に対する料金の納付手続き等）および搬出に関する事務（積込み、搬出作業の確認、搬出量の計量等）は、浄化センターを管轄する北部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が行う。

## 3. 事務処理

### (1) 申込みの受付

- ・ 申込みの受付は、浄化センターを管轄する事務所で行う。

### (2) 申込みの方法

- ・ 一般の使用者の場合は、年度毎に様式1-1により申込みを行う。
- ・ 県および琵琶湖流域下水道事業に参加している自治体は、年度毎に様式1-2により申込みを行う。
- ・ 試験・研究材料として使用する者は、別途定める「試験・研究用試料の提供に関する取扱い事務要領」に従って申込みを行う。

### (3) 契約・承諾

#### （一般の使用者の場合）

事務所は、申込み内容を審査し、適当と認める場合は、様式2-1により売り払いを承諾する旨、購入者に対し通知する。

なお、1社当たりの販売総額が100万円を超える場合は、様式2-2により売り払い契約を締結する。

#### （下水道事業に参加している自治体の場合）

事務所は、申込み内容を審査し、適当と認める場合は、様式2-3により使用を承諾する旨、自治体に対し通知する。

### (4) 積込作業、計量等

事務所より通知を受けた浄化センターにおいて、積込作業、搬出作業の確認、搬出量の計量等搬出に関する事務について適切な対応を行う。

計量はトラックスケールにより、t（トン）単位で行う。

(5)料金納付手続き

事務所は売り払い実績を取りまとめて、購入者に対して納入通知書の発行等、料金納付手続きを行う。

附 則

この事務要領は、平成17年10月5日から施行する。

この事務要領は、平成18年4月1日から施行する。

この事務要領は、平成20年6月1日から施行する。

この事務要領は、平成23年6月13日から施行する。

この事務要領は、平成23年11月1日から施行する。

この事務要領は、平成25年4月1日から施行する。

この事務要領は、平成26年4月1日から施行する。

この事務要領は、令和元年10月1日から施行する。

この事務要領は、令和5年12月15日から施行する。

<h2 style="margin: 0;">溶融スラグ購入申込書</h2>					
(あて先) 滋賀県北部流域下水道事務所長	年      月      日				
住所 名称 代表者名 電話番号					
1. 購入希望期間	年   月   日 から      年   月   日まで				
2. 引き渡し場所	東北部浄化センター				
3. 種類および量	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">種類</td> <td style="width: 60%;">溶融スラグ</td> <td style="width: 15%;">量</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">t</td> </tr> </table>	種類	溶融スラグ	量	t
種類	溶融スラグ	量	t		
4. 使用の目的					
5. 搬出運搬者の住所、名称、代表者氏名、連絡先 (購入申込者と異なる場合のみ記載)					
住所	名称				
代表者氏名	電話番号				
6. 連絡先					
担当者部署	氏名				
電話番号					
7. 備考					
あらかじめ、購入予定がある場合は、裏面の予定表に記入願います。					

注 1. 量については、在庫の関係で必ずしも希望時期に希望数量販売できないことがあります。

注 2. 検査等を行った場合その結果を他に公表する場合は、文書によりあらかじめ、北部流域下水道事務所の承認を受けて下さい。

様式 1 - 1 (裏面)

(年間の購入予定)

購入を希望する月	購 入 量
4	t
5	t
6	t
7	t
8	t
9	t
10	t
11	t
12	t
1	t
2	t
3	t
合計	t

<b>溶融スラグ使用申込書</b>	
(あて先) 滋賀県北部流域下水道事務所長	年 月 日
住所 名称 代表者名 電話番号	
1. 購入希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで
2. 引き渡し場所	東北部浄化センター
3. 種類および量	種類 溶融スラグ 量 t
4. 使用の目的	
5. 搬出運搬者 (使用申込者と異なる場合のみ記載)	
住所	名称
代表者氏名	電話番号
6. 連絡先	
担当者部署	氏名
電話番号	
7. 備考	
あらかじめ、使用予定がある場合は、裏面の予定表に記入願います。	

注 1. 量については、在庫の関係で必ずしも希望時期に希望数量配布できないことがあります。

注 2. 粒径は揃えていません。

注 3. 検査等を行った場合その結果を他に公表する場合は、文書によりあらかじめ、北部流域下水道事務所の承認を受けて下さい。

様式 1 - 2 (裏面)

(年間の使用予定)

使用を希望する月	使用量
4	t
5	t
6	t
7	t
8	t
9	t
10	t
11	t
12	t
1	t
2	t
3	t
合計	t



滋 〇 〇 第 号  
年 月 日

様

滋賀県北部流域下水道事務所長

溶融スラグの売り払いについて (通知)

年 月 日付けで申込みのありました溶融スラグの購入について、承諾することを通知します。

なお、下記事項にご留意願います。

記

1. 販売単価は、東北部浄化センター渡しで210円/t (消費税および地方消費税を含む) です。
2. 代金請求は、月末締切による翌月一括払いで行います。  
後日送付する県が発行の納入通知書により納付して下さい。
3. 購入申込書の内容および関係法令を遵守して下さい。
4. 搬出にあたっての詳細は、東北部浄化センターの指示に従って下さい。

東北部浄化センター

住 所 :

T E L :

5. 在庫の関係で、必ずしもご希望時期にご希望数量を販売できないことがあります。

東北部浄化センターから発生する溶融スラグの売り払いにかかる契約書

滋賀県知事 (以下「甲」という。)と 代表  
(以下「乙」という。)は、東北部浄化センターから発生する溶融スラグの売り払いについて、この契約を締結する。

(売り払い料金の額)

第1条 甲は、東北部浄化センターから発生する溶融スラグについて、乙に対して溶融スラグ1tあたり210円(消費税および地方消費税を含む)で売り払うものとする。

(売り払い料金の算定方法)

第2条 甲は、1月単位の売り払い量を北部流域下水道事務所からの溶融スラグ売り払い量の認定報告に基づき集計し、売り払い料金を算定する。

(売り払い料金の支払い)

第3条 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに売り払い料金を納入しなければならない。

(契約期間)

第4条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項またはこの契約の条項について、疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定める。

(協議履行の原則)

第6条 甲および乙は、相互に密接な連絡をとり、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県知事

乙

滋 〇 〇 第 号  
年 月 日

様

滋賀県北部流域下水道事務所長

溶融スラグの使用について (通知)

年 月 日付けで申込みのありました溶融スラグの使用について、承諾することを通知します。

なお、下記事項にご留意願います。

記

1. 東北部浄化センター渡しで無料です。
2. 購入申込書の内容および関係法令を遵守して下さい。
3. 搬出にあたっての詳細は、東北部浄化センターの指示に従って下さい。

東北部浄化センター

住 所 :

T E L :

4. 在庫の関係で、必ずしもご希望時期にご希望数量を配布できないことがあります。
5. 貴市町の溶融スラグの在庫管理に注意し、予定量を使用しない場合は返却する等適正な管理をお願いします。